

ホームカミングデイ！！

昭和 45 年卒に用意された大学訪問日。鶴原・田畑両君と甲東園駅で待ち合わせ。関学経済生田ゼミの同期。3 人とも経営者で年の割に元気。校内を 2 時間かけて一巡り。学生時代のあれこれを思い出しながら歩いた。懐かしさで胸一杯。最後は西宮北口駅前で昼飲み。「竹内！」と呼び捨てされるのが嬉しかった。



(竹内)

「事業復活支援金」受給のサポートをいたします！

事業復活支援金とは、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中小法人等及び個人事業者等に対して、2021 年 11 月から 2022 年 3 月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える事業復活支援金を迅速かつ公正に給付するものです(経済産業省ホームページより)。

申請期間は、2022 年 1 月 31 日～5 月 31 日の間となっており、申請により、最大で中小法人等で 250 万円、個人事業者等で 50 万円の給付金を受け取れます。

当事務所では、継続関与先の事業者の皆様に対し、「登録確認機関による事前確認」の手続きを無償で提供いたします。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

(大寺)

3月の社会保険労務

31 日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4 月～7 月分>の納付
(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

3月の税務

■3月10日

1 2 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■3月15日

- 2 前年分贈与税の申告 申告期間…2 月 1 日から 3 月 15 日まで
- 3 前年分所得税の確定申告 申告期間…2 月 16 日から 3 月 15 日まで
- 4 所得税確定損失申告書の提出
- 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 6 確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限…5 月 31 日
- 7 個人の青色申告の承認申請
(1 月 16 日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から 2 か月以内)
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 9 国外財産調書の提出

■3月31日

- 10 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 11 1 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 12 1 月、4 月、7 月、10 月決算法人及び個人事業者(前年 12 月分)の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 13 法人・個人事業者(前年 12 月分及び 1 月分)の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 14 7 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 15 消費税の年税額が 400 万円超の 4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 16 消費税の年税額が 4,800 万円超の 12 月、1 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(11 月決算法人は 2 か月分)<消費税・地方消費税>

令和4年度 健康保険料率 改定

令和4年度における全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率及び介護保険料率が改定され、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。

- 健康保険料率(徳島県) 10.29% → **10.43%**(引き上げ)
- 介護保険料率(全国一律) 1.80% → **1.64%**(引き下げ)

※ 40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率(10.43%)に介護保険料率(1.64%)が加わります。

※ 任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は、4月分(4月納付分)からの変更となります。

(山形)

リスマネ委員会

【人生100年時代に備えて、自分で年金を用意したい方、節税したい方におすすめです。】

● 小規模企業共済

小規模企業の個人経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる「小規模企業共済制度」。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる、おトクで安心な小規模企業の経営者のための「退職金制度」です。(従業員20名以下の企業経営者の制度)掛金月額は1,000円から70,000円までの範囲内(500円刻み)で自由に選べます。

● 国民年金基金

会社員の年金制度は、1階＝国民年金(基礎年金)と、2階＝厚生年金の2階建。しかし、自営業やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方には1階部分しかありません。国民年金基金に加入することで、2階建てにすることができます。掛金は全額所得控除できます。(加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方)掛金月額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まります。掛金の上限は、月額68,000円です。

どちらも分割して受け取ることができ、公的年金と同じ扱いになります。

(さくらビジネス)

会計制度

【会計不正の動向②】

日本公認会計士協会は、上場会社等が公表した会計不正を集計し、取りまとめた研究資料を毎年公表しています。(経営研究調査会研究資料「上場会社等における会計不正の動向」)本研究資料は、公認会計士のみならず、企業等が参考にすることが期待されています。

本研究報告によると、2017年3月期から2021年3月期の5年間に、会計不正の発覚の事実を公表した上場会社等は、159社でした。また159社の会計不正のうち、不正の内容が判明するものを分類すると、粉飾決算が81.5%、資産の流用が18.5%でした。

本研究報告において報告されている会計不正事例を1つ紹介します。

A社元社員は、過去から当社名を騙って金券及び商品券の発注を行い、入手した金券及び商品券を現金に換金し、当該発注の代金を支払うために金券及び商品券の発注と現金への換金を繰り返していた。また、換金により得た現金の一部を元社員が個人的に使用していた。発注先からの残高確認によって当社が事態を認識し、発覚した。なお、今回の行為が換金可能商品の利用により発生したことから、換金性の高い物品の取引が原則禁止された。

当事例について、不正リスク要因までは公表されていませんが、当てはめてみると、不正を実行する「動機・プレッシャー」は、元社員に個人的な債務があること、また昇進や報酬等が元社員の期待に反していること等が考えられます。また不正を実行する「機会」は、現金や換金性の高い金券や商品券の取扱高が多額であること等が考えられます。さらに不正行為に対する「姿勢・正当化」は、資産の流用に関するリスクを考慮した監視活動を行っていないことや従業員の処遇や企業に対する不満が存在すること等が考えられます。今回の事例において、「換金性の高い物品の取引を原則禁止」したことは、不正リスク要因のうち、「機会」を排除する手段となります。

(孝志茜)

中小企業における所得拡大促進税制の見直し (令和4年度税制改正)

所得拡大促進税制とは、従業員の賃上げ(前年度比1.5%以上)を行った場合、一定額の税額控除ができる制度ですが、改正により、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行った上、その適用期限が1年延長されることとなります(令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度)。

結果、給与等支給額の増加額の最大40%を控除することができます(所得税も同様)。

■ 税額控除率

【改正前】	【改正後】
最大25%	最大40%

■ 税額控除額の計算

- ① 控除対象雇用者給与等支給増加額×税額控除率15%(※)
- ② 法人税額×20%
- ③ ①又は②のいずれか少ない金額

※ 上乗せ措置

【改正前】

以下の要件A又はBの**すべて**を満たす場合は、税額控除率に10%加算(合計25%)

A 賃上げ要件

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

B 教育訓練費要件

次の**イ又はロのいずれか**を満たすこと

イ $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

ロ 中小企業等経営強化税制による経営力向上の証明がされたこと

【改正後】

A 賃上げ要件

以下の要件を満たす場合は、税額控除率に**15%加算**

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

B 教育訓練費要件

以下の要件を満たす場合は、税額控除率に**10%加算**

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

☆ 比較雇用者給与等支給額、比較教育訓練費とは、原則として前事業年度の給与等支給額、教育訓練費をいいます。

この上乗せ措置の適用を受ける場合、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(現行:確定申告書等への添付)が必要です。

(大寺)

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いたします。



医療係

【PCR 検査費用は医療費控除の対象？】

PCR 検査費用については、医師等の判断により PCR 検査を受けた場合と自己の判断により PCR 検査を受けた場合で取扱いが異なります。

医師等の判断により PCR 検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行う PCR 検査など、医師等の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、医療費控除の対象となります。

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

自己の判断により PCR 検査を受けた場合

単に感染していないことを明らかにする目的で受ける PCR 検査など、自己の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、医療費控除の対象とはなりません。

ただし、PCR 検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。

(後藤)

資産税係

【確定申告が終わったら…】

確定申告が終わりましたら、確定申告書や青色申告決算書(収支内訳書)を見直して、翌期以降の経営に生かしましょう。

- ① 青色申告ですか?
 - 青色申告承認申請書を出して、来年から特典(青色申告特別控除、損失の繰越、青色専従者給与など)を利用しましょう。
- ② 所得税率は?
 - 所得税率によっては法人成を検討しましょう。
- ③ 小規模企業共済に入っていますか?
 - 年間最大 84 万円まで控除できます。
- ④ キャッシュフローは黒字ですか?
 - 勘定合って銭足らず、では困ります。経営内容を見直しましょう。
- ⑤ 不動産所得の方は下記のことも見直しましょう。
 - 物件別収支を見直しましょう。(稼働率が低くなっている物件については建て替えも検討しましょう。)
 - 借入金利を見直しましょう。
 - 損害保険を見直しましょう。
 - 専従者給与を見直しましょう。

ご自身で確定申告をされており、上記のことが気になる方は、当社にご相談ください。

(坂田)

四国の距離感

四国以外、特に東日本に住む方々は四国の広さを甘く見るように思います(独自調べ)。

例えば松山に遊びに行った知り合いから「徳島の近くに行ったよ!」というニュアンスの報告を受けたりします。

同様に、香川、高知もすべて「近い」という認識です。四国は北海道や九州と比べて小ぶりということも相まって、余計に四国 4 県は近いイメージを抱いてしまいがちです。

なので、「徳島と松山は東京から新潟の湯沢くらいの距離だよ」という話をすると驚かれます。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町 2 番 5 号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181